

議案第93号

福岡市建築審査会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市内の歴史的な建築物について専門の事項を調査するため、福岡市建築審査会に専門調査員を置く必要があるによる。

福岡市建築審査会条例の一部を改正する条例

福岡市建築審査会条例（昭和39年福岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（専門調査員）

第7条 審査会に、会長の命を受けて、歴史的な建築物について専門の事項を調査するため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、前項に規定する専門の事項に関し優れた知識と経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門調査員の任期は、2年を超えない範囲で、市長が定める期間とする。

4 専門調査員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。